

## ライフィノベーション地域協議会規約 細則

### (目的)

第1条 この細則は、ライフィノベーション地域協議会規約に基づき、会議の運営に必要な事項を定める。

### (事務局)

第2条 ライフィノベーション地域協議会（以下「協議会」という。）の事務局は、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、横浜市経済局ライフィノベーション推進課、川崎市臨海部国際戦略本部国際戦略推進部とする。

### (会議の開催)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、神奈川県、横浜市、川崎市の持ち回りとする。

2 会議の経費は、開催担当県市が負担する。

### (事務局会議)

第4条 協議会の運営を円滑に行うため、事務局会議を設置し、必要に応じて適宜開催する。

### (謝金)

第5条 協議会の会長に謝金を支払うこととし、会長に対する謝金は1回の会議につき19,000円とする。

### 附 則

この細則は、平成23年3月9日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成24年2月6日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成24年4月24日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。